

## 銀行監督上の過失と国家賠償責任（2）\*

——イギリス——

弥永真生

### 一 公的主体の責任

公的主体の責任は、私法の一般原則によって判断されるのが原則であり、公的主体は、たとえ<sup>(1)</sup>、ネグリジェンスなどの不法行為（*torts*）に基づいて責任を負い、その使用人や代理人の行為について使用者責任を負うことがある。もつとも、法令による免責、公的機関の職務過誤（*misfeasance in public office*）、人権法上の責任など、公的主体の行政上の行為に適用される特別なルールが存在する。

### 二 銀行監督主体についての免責条項

#### （1）一九八七年銀行法

一九八七年銀行法一条四項は、イングランド「銀行は……そのような行為または懈怠（*omission*）が悪意で（*in bad*

\*（1）は筑波ロージャーナル創刊号

(*faith*) なされたことが示されない限り、本法の下での「イングランド」銀行の職務の遂行または遂行であると称されるもの (*purported discharge*) においてなされ、または懈怠されたいかなることによって生じた損害について責任を負わない」として、当時の銀行監督主体であったイングランド銀行の免責を広く認めていた。これは、銀行規制を麻痺させる可能性があり、公的資金からの多額の支出を生じさせるおそれがある訴訟からイングランド銀行を保護する必要性に鑑みたものであった。<sup>③</sup> すなわち、規制当局は、その監督の職務を責任が追及されるというおそれによって抑制されることなく行うことができ、かつ、その職務の遂行における独立性と確信を示すことができなければならないと考えられ、<sup>④</sup> 他方で、監督を行うための資源が訴訟対応のために割かれることや損害賠償が監督体制を維持するための費用に大きな影響を与える可能性があることが意識されていた。<sup>⑤</sup> もつとも、このような立法趣旨に照らして、この免責条項は、「悪意」(*bad faith*) の場合には適用がないものと定められていた。

#### (二) 二〇〇〇年金融サービス及び市場法

二〇〇〇年金融サービス及び市場法により、イングランド銀行ではなく、金融サービス庁 (*FSA*) が銀行監督権を有することとされたが、二〇〇〇年金融サービス及び市場法付則 (*Schedule*) 第一の一九条一項は、金融サービス庁は、その「職務の遂行または遂行であると称されるもの (*purported discharge*) においてなされ、または懈怠されたいかなることによって生じた損害について責任を負わない」と定めて、一九八七年銀行法一条四項を基本的に踏襲している。もつとも、同条三項は、その行為または懈怠が悪意でなされた場合またはある行為または懈怠が一九八八年人権法六条一項により不法であるとされたことを根拠としてその行為または懈怠との関係で損害賠償を妨げる限りにおいては、第一項の規定は適用されないと定める。

### (三) 「悪意」の意義

「悪意」の解釈としては二通りのものが考えられる。

通常用語法によれば、「悪意」とは故意の (deliberate) 非行 (wrongdoing) または不誠実を意味する<sup>(7)</sup>。しかし、行政法の領域においては、たとえ、好意的 (benevolent) または無知 (innocent) であっても、その権限が与えられた真の目的を反映しない考慮に基づいて権限が行使された場合を指すことがしばしばある<sup>(8)</sup>。一九八七年銀行法一条四項の解釈としても、その権限の範囲外であるいは悪意で行為した場合には免責条項の適用はないという見解<sup>(9)</sup>が示されており、この解釈によれば、「悪意」には権限の範囲外でなされた場合を含むことになる。

他方、銀行監督との関連ではないが、一九八六年金融サービス法一八七条三項が定めていた証券・投資審議会 (SIB) の免責条項について、*Melton Medes Ltd. v. Securities & Investments Board* 事件判決<sup>(10)</sup>は、「悪意」は公的機関の職務過誤との関連で理解されるべきであり、行政法における広義の解釈によるべきではないとして、「悪意」とは、個人的な恨みや不当な目的のため害を加えるという願望という意味における悪意 (malice) または当該決定をなす権限を有していないことを知っていることをいうものと判示した。

そこで、この判決の見解に依拠して、法令によって委任された職務の正当な行使は不法 (wrongful) ではありえず、権限の範囲内 (*intra vires*) の決定によっては責任を負わないこと、および、法令上の職務の遂行であると称されるもの (purported discharge) が明示的に免責の対象とされていることから、一九八七年銀行法一条四項における「悪意」とは、不適切な理由のために害する具体的な (specific) 意図を有していることまたはイングランド銀行の法令上の権限を越えていること知りつつ害を与えるような規制上の決定を行うことを意味すると解すべきであるという見解が示されている<sup>(11)</sup>。

### 三 銀行監督主体のネグリジエンスに基づく責任

#### （一）銀行監督主体のネグリジエンスに基づく責任が認められにくい理由

裁量的な規制上の判断に基づいて、銀行監督主体がネグリジエンス (negligence) に基づく損害賠償責任を負う可能性は低い<sup>(12)</sup>。たしかに、公的主体にもネグリジエンスに関する法は適用されるが、被告が原告に対して注意義務 (duty to care)<sup>(13)</sup> を負っており、被告がその注意義務に違反したことによって原告が損害を被ったことがネグリジエンスの要件であり、純粹経済損害 (pure economic loss)<sup>(14)</sup> の場合や被告の行為が原告に生じた損害の直接の原因ではない場合には被告の原告に対する注意義務が認められにくいからである。すなわち、銀行監督主体の責任が問題とされる場合は、通常、純粹経済損害の場合あるいは被告の行為が原告に生じた損害の直接の原因ではない場合に該当するからである。

そして、銀行監督主体が預金者に対して損害賠償責任を負わない理由として、裁判所は、銀行監督主体と預金者との間の関係が十分に密接 (proximate) ではないこと<sup>(17)</sup>、及び、銀行監督主体の権限は原告の立場を経済的損害から保護するためのものではなく、原告に対する注意義務の存在は認められないことをあげてきた<sup>(18)</sup>。

#### （二）公的主体の保護義務

私人間では、被告によって直接的に損害が引き起こされたのでなければ、被告は損害賠償責任を負わないのが原則であり、例外的に、リスクの源泉に対する被告の介入あるいはコントロールに原告が信頼を置くような<sup>(19)</sup>、被告と損害の直接的な源泉との間に特別な関係がある場合に被告の損害賠償責任が認められる<sup>(20)</sup>。このように限定的に解されているのは、一般的に責任を負わせることは自由に対する不相当な制限となり、個人責任という基本概念に反するからである。

他方、公法は、さまざまな場合に、特定のリスクから市民を守り、または市民に便益を与えるために、公的主体に適切な措置をとる責任を課しているので、政府の職務との関係では、自由に対する不当な制限という論拠はあてはまらない。<sup>(21)</sup> もっとも、法令によって個々の市民の地位を保護するために措置をとるという権限が公的主体に与えられているという事実は、個々の市民に保護される私権を与えるものではないと解されている。<sup>(22)</sup>

一般論として、「法はネグリジェンスの新たな範疇を徐々に、注意義務の範囲または注意義務の対象となる者のクラスを否定し、削減しまたは限定することとなるはつきりしない考慮によってのみ制約される注意義務の推定を大規模に拡張することによってではなく、確立された範疇の類推によって開拓すべきである。」<sup>(23)</sup>と考えられており、ネグリジェンスの新たな範疇ごとに、裁判所は「他方当事者の利益のために一方当事者に一定の範囲の注意義務を法が課することが公正、衡平かつ合理的であるか」<sup>(24)</sup>を判断しなければならぬと考えられている。もっとも、公正、衡平かつ合理的テストは、特定の役務その他の提供にあたって被告が自発的に責任を引き受けた場合には適用されないが、<sup>(25)</sup>銀行監督の権限を有する者が法によって設けられ、銀行規制の権限を与えられたという事実だけでは、その者が個々の預金者に対して責任を引き受けたということを直ちに導くことはできない。<sup>(26)</sup>

そして、公正、衡平かつ合理的テストを適用して、貴族院は、たとえば、児童虐待の可能性を調査するソーシャルワーカーはその調査の結果児童虐待の疑いをかけられた両親に対して、<sup>(27)</sup>警察は特別な保護を提供することについて犯罪の被害者に対して、<sup>(28)</sup>いずれも、注意義務を負わないとの判断を示した。そのような私法上の義務（注意義務）を課すことは公的機関が活動することが求められている法令上の枠組みと衝突する可能性があることを理由とするものであった。このような判例を前提とすると、銀行監督当局に私法上の注意義務を課すことは規制の枠組みに悪影響を与え、公正、衡平かつ合理的ではないと判断される可能性がある。<sup>(29)</sup>

(三) 銀行監督主体の「注意義務」

1) *Yuen Kim Yeu v. Attorney General of Hong Kong* 事件判決<sup>30)</sup>

この判決は、*Donoghue v. Stevenson* 事件判決以降の不法行為法の発展をふまえて、枢密院が下したものである。The American and Panama Finance 株式会社は、香港の預金監督官の免許をうけて、預金受入会社条例の定めに従って、公衆から預金を受け入れていた。ところが、この会社が破産したため、預けられた資金について会社が投機を行なっていることを監督者は知るべきであったとして、預金者が政府を訴えたのが本件である。

この条例は「預金の受入れを規制し、預金する者の保護及び金融政策目的のために預金受入業務を規制するために規定を設ける」ために定められたものであったが、裁判所は、この条例の文言は預金者のための私法上の義務を創設するものではないとして、原告の請求を棄却した<sup>32)</sup>。すなわち、監督官はその権限の行使にあたって、その会社の財政状態の改善の可能性及び金融市場に対する信認の維持の必要性を含む、さまざまなファクターを考慮に入れなければならないが、これらの考慮すべき事項は、特定の状況における個々の預金者に対する義務の存在を打ち消すものであるとした。また、免許の付与は公的な「承認の印」あるいは免許を受けた者が信用力を有する (creditworthy) 者であるということの保証であるという考え方を枢密院は退けた。しかも、判決の一部を構成するものではないが、預金受入監督官が責任を負うとする判決は「きつと等しく、金融分野の監督当局のみならず、たとえば、いくつか例をあげると、工場の検査官やソーシャル・ワーカーなど、広い範囲の監督当局に適用されることになろう」と述べた<sup>33)</sup>。

2) *Minorities Finance v. Arthur Young* 事件判決<sup>34)</sup>

この事件は、Minorities Finance 会社 (事件当時 Johnson Matthey Bankers Ltd) 及び Johnson Matthey Bankers plc

(Johnson Matthey Bankers Ltd の事件当時の親会社) が、Arthur Young に対して、義務違反に対するネグリジェンスに基づく損害賠償を求めて訴えを提起したところ、Arthur Young が義務違反はなかったと主張し、かつ、イングランド銀行は Johnson Matthey Bankers Ltd. に対して合理的な注意と技能をもってその監督の職務を行使する義務を負っていたにもかかわらず、そうしなかったと主張してイングランド銀行に対して訴訟告知をしたという事件である。

Saville 判事は、先例<sup>35)</sup>によれば、不法行為をしたと主張されている者と損害を被った者との間に、前者が自己の不注意が後者に対して損害を生じさせる可能性が高い (likely) と合理的に見込めるような十分な近接性 (proximity) が認められる関係があることを立証するだけでは不十分であるとし、先例<sup>36)</sup>によれば、考えるべき公的政策上の考慮を別としても、その状況の下で後者に対して注意義務を負うとすることが公正かつ合理的であることを裁判所に納得させなければならぬことは明らかであるとの一般論をまず述べた。

そして、本件においては、イングランド銀行がその監督の過程において誤ったあるいは誤導するような助言や指示を行なったことにつき過失があったと主張されているのではなく、Johnson Matthey Bankers がその商業ローン・ポートフォリオを運用する上で慎重さを欠きまた不注意であったことを過失によって発見せず、指摘せず、または適切な措置を講じなかったと主張されているところ、このような主張が正しいとする<sup>37)</sup> Johnson Matthey Bankers との関係では、Johnson Matthey Bankers 自身の慎重さを欠き、または不注意な行動から Johnson Matthey Bankers が被る経済的損失を回避するために、この銀行の監督にあたって合理的な注意と技能を行使する法的義務をイングランド銀行は Johnson Matthey Bankers に対して、負っていたことになるが、常識及び道理 (common sense and reason) に照らせばそのような義務は存在しないと考えられるとした。そして、自分自身の面倒を見る能力が低下し、ある程度他人に面倒をみてもらわなければならない精神病の患者と異なり、イングランド銀行と民間銀行との間には、民間銀行がイングランド銀行

に面倒を見てもらわなければならないという関係は存在しないと指摘した。すなわち、民間銀行が自分自身に対して負っている、自己の商業上の取引を、利益を上げ、損失を回避するように慎重かつ合理的に行なうという商業上の職責をイングランド銀行に引き受けまたは分担させることは衡平、衡平または合理的ではないとの判断を示した。

他方、Johnson Matthey Bankers plcとの関係では、Johnson Matthey Bankers plcがJohnson Matthey Bankers Ltdの預金者であったとすると、イングランド銀行が預金者に対して、銀行の監督にあたって合理的な注意と技能を行使する義務を負っていたといえるかが問題となる。イングランド銀行の訴訟代理人がYuen Kum Yeu v. Attorney General of Hong Kong事件判決を引き合いに出したのに対して、Saville判事は、異なる国における異なる権限と職務を有する銀行監督当局の問題であるから、直ちにYuen Kum Yeu v. Attorney General of Hong Kong事件判決を本件にあてはめることはできないとした<sup>37)</sup>。もっとも、イングランド銀行が預金者としてのJohnson Matthey Bankers plcに対して注意義務を負っているとするために越えることのできない障害 (insuperable barrier) があるように思われるとSaville判事は説示する。すなわち、一九七九年銀行法の主要な目的の一つは預金者に保護を与えることであるが、一九七九年銀行法のセクション一(五)(c)は、預金の定義から親子会社関係のあるものあるいは兄弟会社関係のあるものから受け入れたものを除外しているため、Johnson Matthey Bankers Ltdに対してJohnson Matthey Bankers plcが有している預金は、一九七九年銀行法上の「預金」ではなく、Johnson Matthey Bankers plcは一九七九年銀行法が保護しようとしている預金者ではなく、イングランド銀行はJohnson Matthey Bankers plcに対して注意義務を負わないとした。

したがって、この判決では、イングランド銀行が預金者に対して注意義務を負うのか、ネグリジエンスに基づいて預金者に対して責任を負う可能性があるのかについての判断は示されなかったと評価できる。



c) *Davis v. Radcliffe* 事件判決<sup>(38)</sup>

Savings and Investment Bank はマン島の財務省及び金融審議会から預金受入れの免許を受けていたが、一九八二年に破綻した。そこで、預金者が規制当局は Savings and Investment Bank を適切に監督する義務を負っていたとして、損害賠償を求めて訴えを提起したのが本件である。枢密院は、規制当局の義務は公益のために課されているとして、請求を棄却した。この判決の注目に値する点は、規制当局は Savings and Investment Bank の事業に対して二次的なコントロールしか及ぼしておらず、そのような状況の下では、裁判所は規制当局に第三者の支払不能に関して監督当局としての責任を課することができないとしたことである。

(四) 因果関係

ネグリジェンスと損害との間の因果関係を立証することも難しい。銀行が詐欺的に経営されていた場合には、原告の損害のより直接的な原因は監督主体の行動ではなく、経営者の行動にあるからである。<sup>(39)</sup>

四 法令上の義務違反による損害賠償責任

その義務が対応する私人の権利を生じさせ、その義務違反を権利者が争うことができるという立法意思の推論が導かれる場合には、法令上の義務違反 (breach of statutory duty)<sup>(40)</sup> に基づく損害賠償責任が認められる。したがって、法令上の義務によって防止されることが意図されている特定の種類の危険な状況との関係でのみ、この責任は認められる。<sup>(41)</sup> として、その義務が特定の者あるいは特定のクラスの者の利益というよりは大衆一般の利益を図ることを意図している場合<sup>(42)</sup> やその義務のエンフォースメントのために特定の適切な救済を根拠法が定めている場合には、この責任は生じない。<sup>(43)</sup>

もつとも、現実には、人身損害、とりわけ、産業上の安全との関係で裁判所は法令上の義務違反に基づく損害賠償を認められており、その他の領域、とりわけ、公的主体の裁量が認められる職務に関する事案では認めることに消極的である<sup>(44)</sup>。

そして、銀行監督との関係においては、法令上の義務違反の結果、預金者が被った損害の賠償を求めることはできないと解されている。すなわち、*Yuen Kun Yeu v. Attorney General of Hong Kong* 事件判決<sup>(45)</sup>においては、預金受入会社条例は監督官に対して公益のために (in the public interest) 預金受入機関を監督する義務を課しているにすぎず、個々の潜在的預金者に対する特別な責任 (responsibility) を課していないし、監督官は会社を登録しそれを登録したままにしておくことによって原告が依拠することができような会社の信用力についての表示を行っていないとされた。

また、*Davis v. Radcliffe* 事件判決<sup>(47)</sup>においては、金融審議会 (Finance Board) 及び財務省 (Treasurer) は一九七五年法の下で職務を遂行するにあたっては現代の政府が一般公益のために果たす典型的な任務を遂行し、公衆のうちのある特定の者の利益のために注意義務を課することに著しく不利に作用する、競合している考慮すべき事項のバランスを図っていること、金融審議会は Tynwald の審議会であり、Tynwald に対して責任を負い、その構成員は変動し、及び、会合ごととに構成員から表明される意見は異なりうることは、審議会の構成員が原告に対して注意義務を負っていると解することと不利に作用すること、注意義務を課することは第三者の支払不能によって生じた損害について被告に責任を負わせることになること、もし注意義務が課されるとそれは無限定のクラスの人々、すなわち、銀行に預金している者のみならず銀行に預金するかどうかを検討した者に対しても負うものとなること、被告は銀行の経営者に対して責任を負うのに十分なほどの十分な支配力を有していないこと及び銀行と預金受入会社との間に免許を与えることに関して負う注意義務について差異はないことに鑑み、原告と被告との関係は原告が被った損害について被告にネグリジェンスに基づく責任を課することが衡平かつ合理的であるようなものとは解されないとされた。

## 五 公的機関の職務過誤 (misfeasance in public office)

### (一) 公的機関の職務過誤の意義

公的機関の職務過誤は故意による不誠実な権限の濫用 (deliberate and dishonest abuse of power) を対象とするものであり、法令に適合していない (unlawful) であることを行為者が知っていた行政上の行為によつてある者が損害を受け、かつ、請求者が損害を被ることを行為者が知っていたか、著しく不注意にも (recklessly) 無頓着であつた場合に認められるとされてきた<sup>(48)</sup>。そして、*Three Rivers* 事件判決においてもこの一般原則が承認された<sup>(49)</sup>。

公的機関の職務過誤は、一七世紀に淵源を有し、一七〇三年の *Ashby v. White* 事件判決において不法行為責任の一つとして位置づけられたものであつて、いったんはイギリスの控訴裁判所においてその存在が否定されたものの、<sup>(50)</sup>「十分に確立された」法理であるとは評価されていたものである<sup>(51)</sup>。この不法行為の類型は公権力は公的な利益のために行使されるべきであるという前提に基づいて認められており、行政の権限は秘められた不当な目的のために行使されてはならないという発想<sup>(52)</sup>に基づくものである。

もともと、訴訟原因としては主張されることが少ないものであり、<sup>(53)</sup>その適用範囲は必ずしも明確ではないといわれてきた<sup>(54)</sup>。しかし、現在では、イギリスを含むコモンウェルス諸国<sup>(55)</sup>においてしばしば適用されるようになってきている。

### (二) 公的機関の職務過誤の要件

公的機関の職務過誤が適用される要件としては、一般的には四つの要件があげられてきた。

第一に、行為の主体が公的職務執行者 (public officer) であることであり、ここでいう公的職務執行者とは公的な職務を遂行するために任命された者であつて、いかなる形であれ、国家 (Crown) その他から報酬を受けている者をいう

とされている。<sup>(64)</sup>

第二に、行為者がその職務として、あるいはその職務であると称することとして当該行為をしたことが要件とされる。<sup>(61)</sup> 行為には作為も不作為も含まれる。<sup>(62)</sup> 権限は法令または公的なものに基づくものでなければならぬ。<sup>(63)</sup>

第三に、行為者が原告に対する悪意 (malice) をもって行為した (有している権限を不当な目的のために行使したこと)、<sup>(64)</sup> または有効には行為していない (acting invalidly) ことを知りつつ行為した (権限を悪意で逾越した) ことである。<sup>(65)</sup> 後者の場合には、悪意の立証は不要である。<sup>(66)</sup>

第四に、行為者の行為の結果、原告が損害を被ったことである。

### (三) Three Rivers 事件判決

このような中で、Three Rivers 事件に関する貴族院の判決は、少なくともイギリスにおいて、公的機関の職務過誤が適用される範囲を明らかにするという意義を有することとなった。<sup>(67)</sup>

#### ① 事件の概要

Bank of Credit and Commerce International SA (BCCI) はルクセンブルク法を準拠法として設立された法人であったが、一九七九年一〇月一日にイングランド銀行に対して、一九七九年銀行法 (Banking Act 1979 (c.37)) の下での銀行 (bank) としての認可を申請した。イングランド銀行は、銀行としての認可は拒絶したものの、預金受入機関としての免許を与えた。<sup>(68)</sup> BCCIの主たる事業所はイギリスに存在することとなったが、一九七九年銀行法三条五項<sup>(69)</sup>に基づき、イングランド銀行は、ルクセンブルク銀行委員会による監督に依拠することとした。

ところが、一九八〇年六月から一九八六年二月にかけてBCCIグループの活動が劇的に拡大し、イングランド銀行関係者は、一九七九年銀行法三条五項に基づき、ルクセンブルクに所在する持株会社に関するルクセンブルク銀行委員会の見解に依拠することは適当ではない (unsatisfactory) と指摘し、イングランド銀行がBCCI全体を監督すること、グループの活動に対するイングランド銀行の監督の実効性を向上させるためにイギリスにおいて持株会社を設立させることなどを含めた解決策が模索された。<sup>(20)</sup>

また、BCCIが二八五百万ドルに及ぶ損失を被ったことを一九八六年五月にイングランド銀行は知り、さらに、一九八九年一月に銀行監督審議会 (Board of Banking Supervision)<sup>(21)</sup> が作成した文書においてBCCIグループの構造、既往の監督体制及びイギリスにおけるBCCIの活動が広く監督の対象外となっているグループのどこかで生じたことに依存する程度に深刻な欠陥があることが明らかにされ、しかも、BCCI関係者がフロリダのタンパでマネーロンダリング及び共謀につき有罪判決を受けた後も、イングランド銀行はBCCIに対する免許を撤回しなかった。<sup>(22)</sup>

その後、一九九〇年一〇月になって、BCCIの会計士であったPrice Waterhouseは持株会社の監査委員会に対して、グループの負債と財政的支援の必要性を把握するために緊急の調査が必要であるとの報告を行い、同年一〇月五日には、Price Waterhouseが示すレベルの財的支援を多数派株主が行なう旨を言明する書簡が作成され、同年一二月までに、Price Waterhouseが受け入れることができると考える支援策が実行に移された。

ところが、一九九一年になって、Price WaterhouseはBCCIの財政上の問題は経営者の詐欺的行為によるものであることに気づき、一九九一年三月四日に、イングランド銀行はBCCI内の不正行為について一九八七年銀行法四一条に基づく調査及び報告をPrice Waterhouseに対して命じ、Price Waterhouseは同年六月二四日にイングランド銀行に対して報告書を提出した。これをうけて、イングランド銀行は、同年七月五日に暫定的清算人の選任を裁判所に申し立てた。<sup>(23)</sup>

BCCIの破綻によって損害を被った預金者の一部が公的機関の職務過誤及び共同体法違反を訴訟原因として損害賠償を求めて訴えを提起したのがThree Rivers事件である。上述のように、法令上の義務違反を理由として損害賠償請求することができず、<sup>(74)</sup>ネグリジェンスとの関係ではイングランド銀行が原告である預金者に対して注意義務を負っていることを主張立証できない<sup>(75)</sup>と考えられたため、ネグリジェンスを訴訟原因とはしなかったようである。<sup>(76)</sup>

## ② 第一審判決

Clarke判事は、一九九六年四月一日判決<sup>(77)</sup>及び一九九七年五月一〇日判決<sup>(78)</sup>において、公的機関の職務過誤及び共同体法違反のいずれも成り立たない旨判示した。すなわち、公的機関の職務過誤は公的職務執行者が与えられた権限を故意かつ不誠実に不当に濫用することに関するものであり、公務信が原告を害する目的をもってある行為を行いまは行わなかった場合あるいはその行為を行う権限がないことを知り、かつそれが原告を害することを知りつつある行為を行った場合に認められるとし、悪意（原告または原告が属するクラスに含まれる者を害する意図）と当該行為を行う権限を有していないこと及びその作為または不作為がおそらく（probably）原告または原告が属するクラスに含まれる者を害するであろうことを公的職務執行者が知っているとどちらかがみだされればよいとまず判示した。そして、公的職務執行者が自己の行為が原告または原告が属するクラスに含まれる者を害するであろうことを知っていたという場合には、原告が実際に知っていた場合のみならず、公的職務執行者が自己の行為が原告または原告が属するクラスに含まれる者をおそらく害するであろうことと考えまたは疑う状況において公的職務執行者がそうであるかどうかを確かめなかった場合またはそのような損害の蓋然性について誠実かつ合理的な者であればなすであろう問い合わせをしなかった場合は著しく不注意であると評価されるとした。

他方、一九七九年銀行法、一九八七年銀行法及びB.O.指令は、共同体における銀行システムの調和化を図るためのものであり、預金者または潜在的な預金者に法的な権利を付与するためのものではなく、預金者等が履行を求めることができる権利を創設するものは含まれていない上、イングランド銀行はBOCIの通常の経営に対してコントロールを及ぼしていないことを理由に、共同体法上は損害賠償請求できる権利は存在しないと判示した。

さらに、特定の作為または不作為が特定の損失の実効的な原因であるかどうかという因果関係のテストをみただけではならないという一般論を述べた。

その上で、Clarke判事は、主張されている作為または不作為の結果、原告または原告が属するクラスに含まれる者がおそらく損害を被るであろうことをイングランド銀行が知っていたか、知らなかったことについて著しく注意を欠いていたことを原告は主張立証していないという認識を示しつつ、原告の損害はイングランド銀行の作為または不作為によつて生じたものであるとは法律上認められないとして、原告の請求を退けた。

さらに、一九九七年七月三〇日に、原告が請求を変更しようとしたところ、Bingham報告書<sup>(8)</sup>を含む、その時点での証拠に基づくと、原告が勝訴するための証拠を将来入手できる合理的な可能性はなく、訴えは棄却されることが確実であり、そうであれば、訴訟を続行することを認めることは手続きの濫用、訴権濫用あるいは過酷であるとして、Clarke判事は訴えを却下した<sup>(8)</sup>。

### ③ 控訴審判決

控訴裁判所も一九九八年一二月四日判決<sup>(9)</sup>において、Auld判事の反対意見が付されているが、Clarke判事とおおむね同じ理由付けにより控訴を棄却した。

多数意見 (Hirst 判事及び Walker 判事) は、Clarke 判事が与えた公的機関の職務過誤の定義及び共同体法についての Clarke 判事の判断を支持する一方で、事実関係が明らかになるまでは因果関係についての判断及び原告が潜在的な預金者としての資格に基づいて原告適格が認められるか否かについては判断を留保するものとした。もともと、イングランド銀行が不誠実に BCCI に対して免許を与えたとか、BCCI が救済されることなくおそらく破綻するであろうということを知り、考えあるいは疑う状況の下でイングランド銀行が不誠実に免許あるいは認可を取り消さなかったという原告の主張は成り立たないとして、控訴を棄却した。すなわち、証拠に照らして、一九九〇年四月段階及びその後も、イングランド銀行は救済の見込みに正しく依拠したと判断した。

他方、Auld 判事は、まず、共同体法違反に基づく国家賠償責任に関して、全体として、またその立法上のコンテキストからみれば指令の文言から、指令は預金者の保護を直接の目的としており、そのような保護は認可の付与と撤回と同様、監督にも及ぶとして、欧州司法裁判所の判例に照らせば、指令によってイングランド銀行に課された義務は、その義務の違反があった場合に預金者に救済を求める権利を与えるために十分に明確 (clear and precise) であるから、原告には共同体法違反に基づき損害賠償請求を行なうことができる余地があると判示した。

また、公的機関の職務過誤については、原告が主張するようなイングランド銀行の行為が原告の損害を生じさせた可能性は否定できないとして、原告としては、イングランド銀行が BCCI の日常的業務をコントロールしていたことを立証する必要はなく、EC 銀行第一指令及び一九七九年銀行法または一九八七年銀行の下でのその権限を行使することによって、イングランド銀行が客観的にみて原告が主張するような損害を生じさせる可能性が高い (likely) BCCI の行動が生ずることを防ぐ義務を負っていたことだけでイングランド銀行は責任を負うと判示した。さらに、Clarke 判事が Bingham 報告書に大幅に依拠したことに対しても批判的な立場を示した。



#### ④ 貴族院判決

貴族院の判決においては、公的機関の職務過誤が認められるための六つの要件が示された。<sup>(82)</sup>

第一に、被告は、公的職務執行者または公的主体 (public official or body) でなければならぬ。<sup>(83)</sup>

第二に、職務過誤にあたりと主張されている行為は公的職務の遂行に関連しなければならない。<sup>(84)</sup>

第三に、被告は悪意で (in bad faith) で行為したのでなければならぬ。すなわち、①ある者またはあるクラスの者を害することを特に意図して行為した場合か、②自らの権限を越えて行動し、それが原告に対して損害を生じさせるであろう (likely) ことを知るべきであった場合でなければならない。<sup>(85)</sup> すなわち、②の場合には、現実の悪意を立証することを要しないものとされている。<sup>(86)</sup>

第四に、被告は原告に対して注意義務を負っていなければならぬ。

第五に、主張されている義務違反と原告の損害との間に因果関係がなければならぬ。

第六に、当該請求に係る損害はあまりに関連性が低くて (remote) はならない。すなわち、公的職務執行者が自己の行為が問題の損害を生じさせる可能性が高い (likely) ということを知るべき場合である。

まず、「公的職務執行者」であることという要件をイングリランド銀行がみたすこと及び公的職務執行者としての権限の行使であることという第二の要件をみたすことを前提として、被告の内心の状態 (state of mind) という第三の要件について詳細な判示がなされた。なお、もつとも、個人はだれでも、公的権限の故意による濫用によって損害を受けないという権利を有しているため、他の要件がみたされれば、第四の要件は容易にみたされる。

※本論文は、財団法人全国銀行学術研究振興財団二〇〇六年度研究助成をうけて行っている研究の成果の一部である。

- Arora, A. [1988] The Banking Act 1987 (1), *The Company Lawyer*, Vol. 9, No.1
- Arora, A. [2006] The statutory system of the bank supervision and the failure of BCCI, *Journal of Business Law* (August 2006) 487
- Arrowsmith, S. [1992] *Civil Liability and Public Authorities*, Eartsgate Press
- Bailey, S.H. [2005] *Bailey, Jones & Mowbray on Administrative Law*, 4th edition, Thomson
- Beck, A. [1997] Misfeasance in public office, *New Zealand Law Journal*
- Booth, C. and D. Squires [2006] *Negligence Liability of Public Authorities*, Oxford University Press
- Bowman, M.J. and S.H. Bailey [1984] Negligence in the realms of public law – a positive obligation to rescue?; *Public Law* 277
- Buckley, R.A. [1984] Liability in tort for breach of statutory duty, 100 *Law Quarterly Review* 204
- Buckley, R.A. [1988] *The Modern Law of Negligence*, Butterworths
- Craig, P.P. [1978] Negligence in the exercise of a statutory power, 94 *Law Quarterly Review* 428
- Craig, P.P. [2003] *Administrative Law*, 5th edition, Thomson
- Cranston, R. [2002] *Principles of Banking Law*, 2nd ed., Oxford University Press
- Deakin, S.F., A. Johnston and B.S. Markesinis [2003] *Markesinis and Deakin's Tort Law*, 5th edition, Clarendon Press
- De Smith, S.A., Lord Woolf and J. Jeffrey [1995] *Judicial Review of Administrative Action*, 5th ed., Sweet & Maxwell
- Dias, R.W.M. [1995] *Clerk and Lindsell on Torts*, 17th edition, Sweet and Maxwell
- Dugdale, A.M. and M.A. Jones [2006] *Clerk and Lindsell on Torts*, 19th edition, Sweet and Maxwell

- Elliott, M. [2005] *Beatson, Matthews and Elliott on Administrative Law*, 3rd edition, Oxford University Press
- Hadjimannili, C. [1996] *Banking Regulation and the Bank of England*, LLP
- Harding, A.J. [1989] *Public Duties and Public Law*, Clarendon Press
- Heuston, R.F.V. and R.A. Buckley [1996] *Salmond and Heuston on Law of Torts*, 21st edition, Sweet and Maxwell
- Le Sueur, A. and M. Sunkin [1997] *Public Law*, Longman
- Leyland, P. and G. Anthony [2005] *Administrative Law*, 5th edition, Oxford University Press
- McBride, J. [1979] Damages as a remedy for unlawful administrative action, *Cambridge Law Journal*, vol.38
- McLean, H. [1988] Negligent regulatory authorities and the duty of care, 8 *Oxford Journal of Legal Studies* 442
- Percy, R.A. (consultant editor) [2001] *Charlesworth and Percy on Negligence*, 10th edition, Sweet and Maxwell
- Rogers, W.V.H. [2002] *Winfield and Jolowicz on Tort*, 16th edition, Sweet and Maxwell
- Smith, J.C. [1984] *Liability in Negligence*, Sweet and Maxwell
- Stanton, K.M. [1986] *Breach of Statutory Duty in Tort*, Sweet and Maxwell
- Stanton, K.M. *et al.* [2003] *Statutory Torts*, Sweet and Maxwell
- Todd, S. [1986] The negligence liability of public authorities: divergence in the common law, 102 *Law Quarterly Review* 370
- van Dunne, J.M. [1999] Liability for pure economic loss: Rule or exception?, Comparatist's view of the civil law – Common law split on compensation of non-physical damage in tort law, *European Review of Private Law*, vol.4
- Wade, W. and C.F. Forsyth [2004] *Administrative Law*, 9th edition, Oxford University Press

注

- (1) Bailey [2005] p.1039; Craig [2003] p.881; Elliott [2005] p.547; Leyland and Anthony [2005] p.502; Deakin, Johnston and Markesinis [2003] p.374; Wade and Forsyth [2004] p.744 など参照。
- (2) See Andenas and Fairgrieve [2000]; Stanton *et al.* [2003] p.404; Booth and Squires [2006] p.750, note 112.
- (3) 一九七九年銀行法にはこのような規定は設けられておらず、一九八七年銀行法の制定に際して導入されたものである。一九八七年銀行法の審議過程において、Beaumont 卿は「この免責条項の目的は、訴訟のおそれによって不当に制約されずに、監督者が預金者の利益のために積極的に行動できるようにすることであると指摘していた (H.L. vol.485, col.1220)」。
- (4) Arora [1988] p.8. また、同趣旨の一九八六年金融サービス法一八七条について、McLean [1988] 参照。
- (5) Hadjiemanuil [1996] p.339.
- (6) 「公的主体が条約上の権利と両立不可能な形で行うことは違法 (unlawful) である。」(コック) という「条約上の権利」とはヨーロッパ人権条約二条から一二条及び一四条、第一議定書一条から三条ならびに第六議定書一条及び二条に定められた基本的人権及び権利をいうものと考えられている (一九八八年人権法一条一項)。
- (7) See *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2001] UKHL 16, [2001] All E.R. 513; [2003] 2 AC 1 (H.L.), para. 191, 2. (4) (per Lord Millett).
- (8) *Westminster Corporation v. L. & N.W.Ry* [1905] A.C. 426; *Webb v. Minister of Housing and Local Government* [1965] 1 W.L.R. 755, at 784. Craig [2003] p.562; Wade and Forsyth [2004] p.418.
- (9) Arora [1988] p.8.
- (10) *Melton Medes Ltd. v. Securities & Investments Board* [1995] All E.R. 880 (Ch.D.), at 889-890.
- (11) Hadjiemanuil [1996] pp.339-340.
- (12) *For detail*, Arrowsmith [1992] chapter 6.
- (13) *Mersey Docks Trustees v. Gibbs* (1866) L.R. 1 H.L. 93 (H.L.); *Geddis v. Proprietors of Bann Reservoir* (1878) L.R. 3 App. Cas. 430 (H.L. (1)).
- (14) *Lochgelly Iron and Coal Co. v. W. Mullan* [1934] A.C. 1 (H.L. (Sc.)), at 25.

- (15) 純粹経済損害については、たとえは、*van Duimé* [1999] 参照。
- (16) なお、控訴裁判所の多数意見は「密接性の概念はネグリジェンスの場合と同様、職務過誤においても重要な役割を果たす」として、*Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2000] 2 WLR 15, 66A)。しかし、貴族院の判決において、*Seyn* 卿は、原告は十分な利害を有しなければ原告適格を有しなくが、職務過誤との関連では密接性を制御装置として導入するとは求められず、密接性に関する特別なルールによって不法行為の性質を合理的な範囲に収めることができると判示した。
- (17) *Yuen Kun Yeu v. Attorney General of Hong Kong* [1988] AC 175 (P.C.); *Davis v. Radcliffe* [1990] 1 WLR 821 (P.C.).
- (18) *Minorities Finance v. Arthur Young* [1989] 2 All E.R. 105.
- (19) *See Smith* [1984] p.34; *Bowman and Bailey* [1984] pp.280-282.
- (20) *Smith v. Leurs* (1945) 70 C.L.R. 256 (H.C. of A.); *P.Pert (Exporters) v. Camden London Borough Council* [1984] Q.B. 342 (C.A.); *Smith v. Littlewoods Organisation Ltd.* [1987] A.C. 241 (H.L. (Sc.)).
- (21) *Todd* [1986] pp.383-384.
- (22) *Kent v. East Suffolk Rivers Catchment Board* [1991] A.C. 74 (H.L.).
- (23) *Sutherland Shire Council v. Heyman* (1985) 157 CLR 424, 481 (per Brennan). 上の見解は、*Caparo Industries plc v. Dickman* [1990] 2 AC 605 (H.L.) に代って受け入れられている。
- (24) *Caparo Industries plc v. Dickman* [1990] 2 AC 605 (H.L.).
- (25) *Henderson v. Merrett Syndicates* [1994] 3 All E.R. 506, 517.
- (26) *See Proctor* [2005] p.91, footnote 66.
- (27) *D v. East Berkshire Community Health NHS Trust* [2005] UKHL 23, [2005] 2 AC 373.
- (28) *Brooks v. Metropolitan Police Commissioner* [2005] UKHL 24, [2005] 1 WLR 1495.
- (29) *See Proctor* [2005] p.91.
- (30) [1988] AC 175 (P.C.).
- (31) [1932] All E.R. 1 (H.L.).
- (32) 訴えの提起後、枢密院の判決が出される前に、預金受入会社条例が改正され、監督官は善意で行なった行為については免責

される旨の定めが設けられた。その後、預金受入会社条例に代わって銀行条例が預金受入機関を規律しているが、現在は銀行条例一二七条が免責を定めている。

- (33) [1988] AC 175, 198 (P.C.).
- (34) [1989] 2 All E.R. 105 (Q.B.D.).
- (35) *Governors of the Peabody Donation Fund v. Sir Lindsay Parkinson & Co Ltd.* [1984] 3 All E.R. 529, [1985] AC 210, *Investors in Industry Commercial Properties Ltd. v. South Bedfordshire DC* (Elison & Partners (a firm), third parties) [1986] 1 All E.R. 787, [1986] QB 1034.
- (36) *Domoghne v. Stevenson* [1932] AC 562, 599, [1932] All E.R. 1, 20 (per Lord Atkin), *Home Office v. Dorset Yacht Co. Ltd.* [1970] 2 All E.R. 294, 307-308, [1970] AC 1004, 1039 (per Lord Morris).
- (37) *Baird v. R* (1983) 148 DLR (3d) 1202, 1207. カナダと香港とは考慮に入れるべき法令も状況も異なるため枢密院も *Yuen Kun Yeu v. Attorney General of Hong Kong* 事件判決のおおむね指摘していた。
- (38) [1990] 2 All E.R. 536, [1990] 1 WLR 821 (P.C.).
- (39) *Cranston* [2002] p.88.
- (40) たしめ<sup>たしめ</sup> Arrowsmith [1992] pp.197-209; *Buckley* [1984]; *Dugdale and Jones* [2006] pp.823-875; *Heuston and Buckley* [1996] pp.247-257; *Merkesinis and Deakin* [2003] pp.358-374; *Percy* [2001] pp.735-805; *Rogers* [2002] pp.263-280; *Stanton* [1986] 参照。
- (41) *Corris v. Scott* (1874) L.R. 9 Exch. 125 (C. of Ex.); *Knapp v. Railway Executive* [1949] 2 All E.R. 508 (C.A.).
- (42) *Clegg, Parkinson & Co. v. Earby Gas Co.* [1896] 1 Q.B. 592 (Q.B.D.), at 594. たしめ<sup>たしめ</sup> *Harding* [1989] pp.236-237 参照。
- (43) *Doe v. Bridges* (1831) 1 B.&Ad. 847 (K.B.); *Booth & Co. (International) Ltd. v. National Enterprises Board* [1978] 3 All E.R. 624 (Q.B.D.).
- (44) *Dias* [1995] pp.568-570; *Stanton* [1986] pp.73-77.
- (45) *Stanton* [1986] pp.52-55.
- (46) [1988] AC 175 (P.C.).
- (47) [1990] 1 WLR 821 (P.C.).
- (48) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2000] 2 WLR 15, [1999] 4 All E.R. 800 (C.A.). See *McBride* [1979] p.323.

- (49) *Ashby v. White* (1703) 2 Ld Raym 938, 92 ER 126 (reported in 1 Smith's Leading Cases (13th ed.) 253); *Smith v. East Elloe RDC* [1956] AC 736, [1956] All E.R. 855; *David v. Abdal Cader* [1963] 3 All E.R. 579 (PC); *Jones v. Swansea City Council* [1990] 3 All E.R. 737 (H.L.); *Racz v. Home Office* [1994] 2 AC 45, [1994] All E.R. 97 (H.L.) 433。
- (50) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2000] 2 WLR 15, [1999] 4 All E.R. 800 (CA); *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2000] 3 All E.R. 1, [2000] 2 WLR 1220, [2003] 2 AC 1 (H.L.).
- (51) *Turner v. Sterling* (1671) 2 Vent. 24. See *Arrowsmith* [1992] pp.226-234.
- (52) 2 Ld Raym 938, 92 ER 126 (reported in 1 Smith's Leading Cases (13th ed.) 253).
- (53) *Davis v. Bromley Corporation* [1908] 1 KB 170.
- (54) *Dunlop v. Wollabra Municipal Council* [1982] AC 158, 172F; [1981] 1 All ER 1202 (PC.) 297. 298 Diplock 裁判の詳説参照。477 *Garrett v. Attorney-General of New Zealand* [1993] 3 NZLR 600 (CA New Zealand); *Northern Territory v. Mengel* (1995) 69 ALJR 527 (HC Australia). 434、注48に掲げた裁判例参照。
- (55) *Galloway v. London Corporation* (1864) 2 De GJ & Sm 213, 229 [on appeal] (1866) LR 1 HL 34, 43]; *Westminster Corporation v. London & North-Western Railway Co.* [1905] AC 426 (H.L.); *Garrett v. Attorney-General of New Zealand* [1993] 3 NZLR 600
- (56) *Jones v. Swansea City Council* [1990] 1 WLR 54, 85F (Nourse 裁判の詳説) 参照。
- (57) *Garrett v. Attorney-General of New Zealand* [1993] 3 NZLR 600.
- (58) *De Smith, Woolf and Jowell* [1995] p.784.
- (59) やりわけ、リナー・ジーン・ハンズは、1990年代にたいして頻繁に適用された477のこの原則にたいして、*Garrett v. Attorney-General of New Zealand* [1997] 2 NZLR 332 (Court of Appeal New Zealand); *Rawlinson v. Rice* [1997] 2 NZLR 651. 477 Beckl [1997] 参照。
- (60) *Henley v. Mayor and Burgesses of Lyme* (1828) 5 Bing 91, 107, 130 E.R. 995. 477 *Northern Territory v. Mengel* (1995) 69 ALJR 527 における Brennan 裁判の詳説参照。
- (61) *Calveley v. Chief Constable of Merseyside Police* [1989] AC 1228, [1989] 1 All E.R. 1025 (H.L.); *Garrett v. Attorney-General of New Zealand* [1993] 3 NZLR 600, 603; *Racz v. Home Office* [1994] 2 AC 45.
- (62) *Henley v. Mayor and Burgesses of Lyme* (1828) 5 Bing 91, 107, 130 E.R. 995; *Garrett v. Attorney-General of New Zealand* [1993] 3 NZLR

- 600.
- (63) *Jones v. Swansea City Council* [1990] 3 All E.R. 737, [1990] 1 W.L.R. 1453 (H.L.).
  - (64) *Boungoin SA v. Ministry of Agriculture, Fisheries and Food* [1986] QB 716, [1985] 3 All E.R. 585 (C.A.).
  - (65) *Garrett v. Attorney-General of New Zealand* [1993] 3 NZLR 600, 603; *Boungoin SA v. Ministry of Agriculture, Fisheries and Food* [1986] QB 716, [1985] 3 All E.R. 585 (C.A.);
  - (66) *Boungoin SA v. Ministry of Agriculture, Fisheries and Food* [1986] QB 716, [1985] 3 All E.R. 585 (C.A.).
  - (67) *Three Rivers* 事件に関する貴族院判決よりも、イングランド銀行の監督上の責任が問題とされたが、監督上の権限を行使する上でのイングランド銀行による故意または不誠実な判断があったとの立証がなされなかったとして、公的機関の職務過誤が認められなかったものとして、*Hall v. Bank of England* [2000] Lloyd's Rep. Bank 186 が存在する。
  - (68) 一九七九年銀行法は、附則二の第一部の規程をみたく場合には銀行として認可する旨を定めていたが(三条一項)、第二部に定めるより緩やかな規程をみたく場合には預金受入機関としての免許を与えるものとしていた(三条二項)。
  - (69) 主たる事業所が連合王国の外にある国または領域にある機関については、当該国等の監督当局がイングランド銀行に対して問題がない旨を通知し、かつイングランド銀行がその監督当局が行使する監督の性質と範囲に問題がないと認めた場合には、イングランド銀行は、事業の経営に携わる者及び事業の遂行の健全性に関する附則二に定められた規程がみたとされることとなすことが必要ものと定めた。
  - (70) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2001] UKHL 16, [2001] All E.R. 513, [2003] 2 AC 1 (H.L.), para. 20 (per Lord Hope of Craighead).
  - (71) 一九八七年銀行法(Banking Act 1987 (c.22)) 二条によって設置が要求された。
  - (72) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2001] UKHL 16, [2001] All E.R. 513, [2003] 2 AC 1 (H.L.), para. 24 (per Lord Hope of Craighead).
  - (73) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2001] UKHL 16, [2001] All E.R. 513, [2003] 2 AC 1 (H.L.), para. 26 (per Lord Hope of Craighead).
  - (74) *See Yuan Kun Yeu v. Attorney General of Hong Kong* [1988] AC 175 (P.C.); *Davis v. Radcliffe* [1990] 1 W.L.R. 821 (P.C.).



- (75) See *Cranston* [2002] p.88.
- (76) cf. *X (Minors) v. Bedfordshire County Council* [1995] 2 AC 633.
- (77) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England (No 3)* [1996] 3 All E.R. 558 (Q.B.D.).
- (78) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England (No 3)* [1996] 3 All E.R. 634. (Q.B.D.).
- (79) *Inquiry into the Supervision of the Bank of Credit and Commerce International (HC Paper (1992-93) No. 198)*.
- (80) 30 July 1997, unreported. (cited in: *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2000] 3 All E.R. 1, [2000] 2 WLR 1220, [2003] 2 AC 1(H.L.), per Lord Steyn).
- (81) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [1999] 4 All E.R. 800, [2000] 2 WLR 15, [2003] 2 AC 1 (C.A.).
- (82) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2000] 3 All E.R. 1, [2000] 2 WLR 1220, [2003] 2 AC 1 (H.L.).
- (83) 「職務 (office)」は比較的広く解やれよう<sup>80</sup>。 *Jones v. Swansea City Council* [1990] 3 All E.R. 737, [1990] 1 WLR 1453 (H.L.).
- (84) *Cornelius v. Hackney London Borough Council* [2002] EWCA Civ 1073; [2003] LGR 178 (C.A.). See also *Racz v. Home Office* [1994] 2 AC, 45.
- (85) *Cornelius Melton Medes Ltd. v. Securities and Investment Board* [1995] 3 All E.R. 880. また、 *Rowling v. Takaro Properties Ltd.* [1988] All E.R. 163. なお、不法侵入、ネグリジエンスまたは生活妨害 (nuisance) とは独立して、他人の不法な故意による積極的な行為の不可避免的な結果として損害を被った者はその他人に対して損害賠償を求める権利を有するという原則 (*Beaudesert Shire Council v. Smith* (1966) 120 CLR 145, 156) の適用範囲は以前から狭く解やれていた (*Lonrho Ltd. v. Shell Petroleum Ltd.* (No.2) [1981] 2 All E.R. 456 (H.L.))<sup>81</sup> Mengel 判決 (*Northern Territory v. Mengel* (1995) 69 ALJR 527) によっても覆やれよう<sup>82</sup>。
- (86) *Mengel Bourgoin SA v. Minister of Agriculture, Fisheries and Food* [1985] 3 All E.R. 456.

(ビジネス科学研究科教授)